

2022年、全人類に笑顔を捧ぐ

消防団に参加せよ。
明日の笑顔は
君たちに託された。



消防団員募集中



消防団は、地域のヒーローです!

消防団とは

消防団は市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は他の本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。



消防団の活動

平常時の活動

- ① 防火指導・啓発活動・高齢者訪問
- ② 応急手当の普及活動
- ③ 広報活動

災害時の活動

- ① 消火活動
初期消火や消防隊員の後方支援
- ② 救助活動

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

和牛・すゑひろがりずの 消防団員インタビュー



職業:10代目重家 | 上原 修太さん | 川崎市多摩区消防団

消防団に入ったきっかけは何だったのでしょうか?

父や親戚、先輩が消防団員だったため、小さい頃から消防団の活動を見ていて、“いずれ入る”という雰囲気の中、中学生くらいから自分も消防団に入るものだと思っており、入団しました。

小さい頃と今の消防団で変わったことはありますか?

消防団の雰囲気が全然違いますね。今も締めるところは締めていますが、先輩との関係もかなり温かさを感じる関係になっています。消防団活動も行ける日に参加することで問題ありません。



みなさんに消防団に参加してもらうため今後やっていきたいことは何ですか?

もっと様々な人に興味を持ってもらうために消防団活動の見学を行っていききたいと思っています。

消防団へ入団するには

[お問い合わせ先]

① お近くの消防団を探す

「消防団オフィシャルウェブサイト」からお近くの消防団を探します。

② 消防団へ問い合わせる

ご希望の消防団に電話・メールなどでお問い合わせください。

③ あなたも消防団員に!

案内に従い、入団手続きが完了すれば、晴れて「入団」となります。

消防団への入団手続について、詳しくはお問い合わせ先へご連絡いただくか、消防団オフィシャルウェブサイトをご覧ください。

消防団に関する詳しい情報はWEBで <https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/>



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

Sprint50 Challenge in 大崎町 supported by JTB

桐生祥秀選手と

感動のそばに、いつも。



ガチ勝負!!



2021年度、株式会社 JTB と鹿児島県大崎町が地方創生に関する連携協定を締結したことを記念し、JTB のブランドスローガン「感動のそばに、いつも。」と大崎町が掲げる「陸上競技を核に成長するまち」というコンセプトの基、陸上選手である桐生祥秀選手（日本生命）を発起人として進める「Sprint50」、50m走に特化したイベントを初開催します。前日の予選で勝ち上がった4人の子ども達は、2月13日（日）開催される陸上競技の全国大会「2022Japan Athlete Games in Osaki」内で桐生選手と対決を行います。

会場

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅
(鹿児島県曾於郡大崎町菱田1441)

開催日

《予選》2022年2月12日(土)14時受付 15時開始予定
《決勝》 // 2月13日(日)15時頃を予定
※決勝のイベント時間は30分程度

参加費

1,000円(大崎町内の小学生は無料)参加賞込
※イベント当日、受付でお支払いください。

対象者

小学生200人の申込先着順
(うち100人は大崎町内枠)

申込み

事前に右記フォームからお申し込みください。
■申し込み期間 1月17日(日)10時~1月27日(木)17時 まで
※定員に達した場合、早めに申し込みを締め切ることがあります。

問合せ

大崎町陸上競技の聖地創り実行委員会事務局(大崎町役場企画調整課内)
担当: 隈本・長谷川 Tel 099-476-1111(内線226・222)
公式 SNS: Twitter (@J_A_G_Osaki)
■今後の情報は、下記 QR より 2022Japan Athlete Games in Osaki 大会公式 HP
または公式 Twitter からご確認ください。

確認事項

- 種目 Sprint50 Challenge(50m走)
 - ルール Sprint50 競技規則に準ずる
 - その他
- (1)2月13日(日)、決勝に進めるのは全体タイム上位者で実施する桐生 Final、高学年・中学年・低学年上位者同士で走る部門と4組設定する。
※決勝の各部門は男女比率を同程度にし、桐生 Final は、男女1人ずつ大崎町枠を設ける。
- (2)2月12日(土)、予選の結果で翌日のラウンドに進めなかった小学生は、2月13日(日)、2022Japan Athlete Games in Osaki 会場(室内競技場を除く)に入場することができる。
- (3)本イベントの2月13日(日)は、インターネット上で無料動画配信を行う。



- 主催: 大崎町陸上競技の聖地創り実行委員会
- 共催: K-Project/桐生祥秀
- 後援: 大崎町・大崎町教育委員会
- 特別協賛: 株式会社 JTB
- 放送協力: MBC 南日本放送
- 協力: 一般財団法人鹿児島陸上競技協会・大崎町陸上競技連盟



大会公式 HP



公式 Twitter

リユース品 試験回収のお知らせ

ごみを減らす仕組みの検証を行うため、
大崎町においてリユース品の試験回収を行います。



ご自宅にある「使わないけど捨てるにはもったいないもの」をお持ち込みください。

町が引き取り、連携する企業を介して次の使い手に繋げます。

大崎町はリユースによるごみ減量化の実証実験に取り組んでいます

大崎町では、捨てられた物の中から再利用できる物（リユース品）を救い出して循環させる実証実験に取り組んでいます。町民の皆様と長く取り組んできた分別によるリサイクル促進に加え、リユース品としての循環にも着目することで町のサーキュラーヴィレッジ構想を推進します。

*この企画は、大崎町と(有)そおりサイクルセンター、(株)ecommitが連携して行う産官連携の実証実験です。

令和04年
1月22日 土
8:30~12:00

お持ち込みいただける物の詳細は裏面に！



会場

旧大丸保育園

住所：横瀬1994（横瀬古墳前）



持ち込みいただくときの注意点

①まだ十分に使えるそうですか。

リユース品には、次に使う方がいらっしゃいます。

「次の人がそのまま使えて、使うのに不自由しないもの」をお持ちよりください。

②壊れや破れ、欠品、ひどい汚れやカビはありませんか。

③持ち込みできるものですか。

④持ち込みできないものではないですか。

持ち込みできるもの

食器・キッチン用品

お皿、コップ、茶碗、湯呑、カトラリー（スプーン・フォーク）、お箸（金属のみ）、鍋、フライパン、やかん、キッチンツール等

雑貨/他

スポーツ・アウトドア用品、釣り具（リール・竿・ルアー）、ガーデニング用品、スーツケース、楽器、ヘルメット、傘等

工具

手工具、電動工具（インパクトドライバー・電動ドリル・サンダー・ポリッシャー・グラインダー・チェーンソー）、工具箱、農機具

ファッション雑貨

アクセサリ、腕時計、靴、財布、ベルト、帽子、サングラス、ネクタイ、メガネ、髪飾り等

家電

音楽プレーヤー、ラジカセ、アンプ、カセットデッキ、スピーカー、ビデオデッキ、ミシン、編み機、カメラ、楽器等

おもちゃ

ゲーム機、ゲームソフト、ミニカー、プラレール、ブロック、ラジコン、プラモデル、カード、フィギュア、ぬいぐるみ、知育玩具、乗用玩具等

家具・インテリア

タンス、クローゼット、テーブル、イス、ソファ、本棚、ベッド、食器棚、メタルラック、絨毯、カーペット、照明器具、置物（壺含む）、絵画・額縁、置き時計、掛け時計等

※リユース品として再利用可能なものに限ります。お持ちいただいてもリユースできない場合があります。

持ち込みできないもの

家電リサイクル対象品

冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)

個人情報機器

パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット等

危険物等

危険物類（油類、火薬類の発火物、ガスボンベ、燃料缶）
薬品、土、がれき、タイヤ等

～ 町県民税（住民税）の申告について ～

令和4年1月1日現在、大崎町内に住所のある方は、裏面の日程で町県民税の申告受付を行いますので、令和4年3月15日までに申告くださいますようお願いいたします。

※町県民税(住民税)は、所得税とは異なり、無収入の方や非課税年金(障害年金、遺族年金など)のみ受給している方など、所得のない方でも全員申告する義務があります。

ただし、無収入の方や非課税年金の受給者は、電話でも受付をしております。

【申告の必要がない方】

- 1 税務署で確定申告をする方
- 2 1社からの給与所得のみで、勤務先で年末調整され、給与支払報告書が町に提出されている方
- 3 収入が公的年金のみで、その金額が98万円以下(65歳以上は148万円以下)の方

※ただし、医療費控除や扶養控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

※町県民税の申告書は、申告会場で印刷しますので発送はいたしません。(農業の収支計算書だけ発送しています。
農業収入のある方は必ずご記入の上、申告会場にご持参ください。)

【申告のとき必要なもの】

- 1 マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証や健康保険証等)
- 2 給与や公的年金等の源泉徴収票
- 3 営業・農業・不動産・土地売買などの収入・支出の詳細がわかるもの
- 4 令和3年中に支払った国民年金、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、生命保険、地震保険、医療費、寄附金等の領収書又は証明書(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の証明書は役場又は野方支所にて発行できます。国民年金保険料の控除証明については、日本年金機構が『はがき』にて送付しています。)
- 5 本人又は扶養される方が障がい者等であることを証明書(障がい者手帳等)
介護保険の要介護認定(要介護1～5の認定)を受けている方の証明(障がい者控除対象者認定書)は、保健福祉課で事前(即日交付不可)に交付を受け、申告会場へご持参ください。
- 6 通帳(確定申告をして、所得税の還付を受けられる方のみ)

※令和3年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して、持続化給付金・休業協力金等を受け取られた方は、申告が必要です。(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、申告の必要はありません)

※申告は法律(地方税法317条の2)により義務付けられています。申告がなされないと、諸官庁、学校、金融機関などで証明(所得証明、納税証明等)が必要な場合に、申請があっても証明することができません。また、国民健康保険税、後期高齢者保険料の所得区分による軽減措置も受けられないのでご注意ください。

申告の日時・会場等は、裏面をご覧ください。

令和4年度 町県民税申告日程について（お知らせ）

受付時間：午前9時から午後3時まで

地区名	申告会場	期 日	該当集落
立小野地区 ・ 野方地区	野方農村 環境改善センター	2月12日（土）	曲 上立小野 下立小野 中谷 福岡 加治木堀 塗木 若松 宮下 岡 岡之下 倉元 東中小路 中小路 西谷 佐土原 横内 角堂 集落未加入者(野方地区)
野方地区		2月13日（日）	野方ジャパン 中村1 中村2 中村3 東水之谷 篠段 池段 下水之谷 中水之谷 上水之谷 籠谷 東川 上別府 馬場下 松之尾 立山 東中組 南中組 桜野 釜ヶ宇都 松ヶ鼻 東中村 中組 野方学校区
持留地区	中央公民館 会議室（1階）	2月16日（水）	黒石 大佐土原 永吉 上持留
		2月17日（木）	中持留 下持留 西持留 下原 岡別府
菱田地区	菱田農村 環境改善センター	2月20日（日）	高尾 正坂 諏訪下 上町 横町 上住 東新町 仲町 西新町 皐月 地応寺 押切 天園 在郷 岡下 宇都口 四塚 菱田住宅 ひばりヶ丘
大崎地区	中央公民館 会議室（1階）	2月21日（月）	西迫 町東 町西 文化通 中央通 旭ヶ丘 西神領 飯隈 飯隈上 神領町 天子ヶ丘 上郷 中郷 迫郷 下益丸 シャルム文化通
		2月22日（火）	堂地 田中 西井俣 平良 小能 高井田 集落未加入者(大崎地区)
		2月24日（木）	仮宿上 仮宿下 上仮宿 丸尾 馬場上 馬場 城内 上三文字 下三文字 西三文字 宮之馬場 なのはなタウン
		2月25日（金）	档ヶ山 上谷迫 中谷迫 下谷迫 崎園
		2月28日（月）	牧 宮園 牧之内 木入道 船迫 中段 新調堀
中沖地区	中央公民館 会議室（1階）	3月2日（水）	西平良 平良上 中沖西 西四塚
		3月3日（木）	中沖南 赤松 正和
		3月4日（金）	中沖東 中沖中 中沖東上
大丸地区	中央公民館 会議室（1階）	3月9日（水）	梶谷1 梶谷2 梶岡 東干草
		3月10日（木）	西干草 柳別府 下村 鷺塚 上鷺塚 中尾 新地 大丸
		3月11日（金）	山村 浜田 栗之峰 後迫 穂園 弁付

- ※ 今回、立小野・野方・中沖地区については、申告会場を変更してあります。
- ※ 当日都合が悪いときは、都合のつく申告会場か、平日は大崎町中央公民館1階会議室で2月14日から3月15日まで受付会場を設けております。
（ただし、3月15日のみ確定申告の受付は、午前中までとなります。）
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告会場にお越しの際は、マスクの着用をお願いいたします。事前に自宅で検温していただき、体調不良・発熱等の症状がある場合は、来庁をご遠慮ください。
- ※ 自宅からできる電子申告システム「e-Tax（イータックス）」による申告もご利用ください。

【問い合わせ先】 大崎町役場 税務課 町民税係 電話 476-1111 内線 113・114・115

裏面もご覧ください

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和3年中に農業収入があった方へ～

“領収書の整理や記帳などの確認と収支計算書の作成をお願いします”

令和3年中に農業収入があった方は、町県民税の申告時に、その収入金額の証明書や必要経費の領収書などの保存や記帳が、整理されている必要があります。申告時にあわてることがないように、前もって収入金額の証明書や必要経費の領収書などの整理や記帳をお願いします。

また、収入金額から必要経費を差し引く収支計算におきましては、棚卸計算も必要となりますので確認・準備方よろしくをお願いします。

なお、使った経費が把握できない場合等は、標準的な収支目安による計算をすることになります。

申告時に必要な書類

- 1 牛の販売があれば、「肉用牛売却証明書」を添付してください。「肉用牛売却証明書」が添付されない場合、町県民税・所得税の免税措置を受けることができません。
- 2 各経費については、農業用の台帳を作成していただければ台帳にて確認をします。申告時には、科目別（科目については裏面をご覧ください。）の経費合計をまとめておいてください。台帳を作成していない場合、経費相当分の領収書が必要となります。その際にも領収書は科目別に仕分けした上で、経費合計をまとめておいてください。（無人販売所等での売上も、収入として計上してください）
- 3 租税公課の支払証明書については、役場税務課、農協等の窓口で発行します。
- 4 棚卸、減価償却などで欄が不足する方は、様式にあわせて別紙として添付していただいても差し支えありません。
- 5 農協の営農口座取り扱いをされる方は、農協窓口で発行する「購買品取り扱い実績のお知らせ」を経費明細として添付されても差し支えありません。

※ 農業所得金額の算出方法（収支計算）については以下のとおりです。

収入 - { ((経費 + 期首の棚卸) - 期末の棚卸) - 育成費 } - 専従者控除等

収支計算：実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する方法。

収入：販売金額、家事消費、その他収入等。

経費：収入を得るのにかった経費。

期首の棚卸：前年期末の棚卸資産を繰り越したもの。経費に算入。

期末の棚卸：年末（12月31日）に飼育に要した棚卸資産（子牛や胎子）の年間の経費（種付料や飼料代等）を累積したもの。必要経費を算定するために、経費から減算。

育成費：減価償却資産に振り替える目的で育成するものの費用。

専従者控除等：事業に専従している家族の給与を必要経費として控除すること。

※ 農産物や農業用品などの毎年同程度の数量を翌年へ繰り越すものは、棚卸を省略しても差し支えありません。

裏面もご覧下さい

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和3年中に農業収入があった方へ ～

今回の文書発送で、農業収支計算書も送付しております。

収支計算書については、皆様の自書申告となっております。確定申告、町県民税の申告については、計算済みの農業収支計算書を添付してください。

※農業収支計算書の主な科目別具体例については以下とおりです。

科目	番号	具体例
雇人費	8	常雇・臨時雇用人などの労賃および賄費
小作・賃借料	9	地主に支払う田畑などの借料，農機具等の借料
減価償却費	10	建物，農機具（10万円以上），車両，母牛などの農業専用部分の償却費
租税公課	イ	固定資産税，自動車税，農協組合費などの農業専用部分の金額 <u>（所得税，町県民税，国保税，国民年金などは必要経費になりません）</u>
種苗費	ロ	種もみ，苗類，種いもなどの購入費用
素畜費	ハ	子牛，子豚，ひななどの取得費，種付け料
肥料費	ニ	肥料の購入費用
飼料費	ホ	飼料の購入費用
農具費	ヘ	取得額が <u>10万円未満</u> または使用可能期間が <u>1年未満</u> の農具の購入費用
農薬衛生費	ト	農薬の購入費用や航空防除費など（ <u>つめ切り代，注射代なども含みます</u> ）
諸材料費	チ	ビニール，コンバイン袋，釘，縄，むしろなどの諸材料の購入費用
修繕費	リ	農機具，農用自動車，建物などの修理にかかった費用（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
動力光熱費	ヌ	電気，水道，ガス，重油，ガソリンなどの燃料費（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
作業用衣料費	ル	作業衣，地下足袋，軍手などの購入費（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
農業共済掛金	ヲ	水稲，果樹，家畜などにかかる共済掛金
荷造運賃手数料	ヅ	出荷の際の包装費用，運賃，荷受業者に支払う手数料
雑費	ヅ	農業経営上の費用で，他の経費に当てはまらないもの

※減価償却費の計算方法について

減価償却費の計算は、届出が無い限りは定額法で行います。定額法は毎年同じ金額を償却する方法です。

○平成19年3月31日以前に取得のもの

取得価格 × 90% × 償却率（1 ÷ 耐用年数） × 償却期間（月 / 12月） × 事業専用割合

○平成19年4月1日（法律改正）以降に取得のもの

取得価格 × 償却率（1 ÷ 耐用年数） × 償却期間（月 / 12月） × 事業専用割合

取得時期にかかわらず、未償却残高が1円になるまで償却します。減価償却費の計算は、前年の未償却残高など複雑なため、不明な点や詳細については、下記までお問い合わせください。

○問い合わせ先 大崎町役場 税務課 町民税係 電話 476-1111（内線 113・114・115）

裏面もご覧下さい

申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場及び税理士会による確定申告無料相談会場は、次のとおりです。また、申告書はご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットから国税庁ホームページを利用して作成し、e-Taxによる送信又は印刷して郵送等により提出することができます。

【税務署が開設する申告相談会場】

- 〈開設場所〉 大隅税務署（大隅合同庁舎（国）4階会議室）
曾於市大隅町岩川6491番地2
- 〈開設期間〉 令和4年2月16日（水）から令和4年3月15日（火）まで
（土日祝日を除く。）
- 〈受付時間〉 午前9時から午後4時まで

【新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします】

税務署では、感染症の感染拡大防止の観点から、以下のお願いをしております。感染拡大防止策へのご理解とご協力をお願いします。

- 咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来場をご遠慮いただいております。
- 来場者の皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い・うがいやマスク着用など、感染予防策を講じています。来場者の皆様についても、手洗いやマスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。
- 令和3年分の申告相談会場では、混雑を回避するため、入場制限を行う場合があります。多くの方がお越しになる申告相談会場ではなく、ぜひ、ご自宅からe-Taxをご利用ください。

大隅税務署（電話 099-482-0007）※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。（令和4年1月14日（金）から3月15日（火）まで）

【パソコン、スマートフォン等からe-Tax】

パソコン、スマートフォン又はタブレットからe-Taxで申告するために、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

① マイナンバーカード方式

「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタ」又は「マイナンバー読取機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、e-Taxで確定申告書等を送信できます。

② ID・パスワード方式

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、e-Taxで確定申告書等を送信できます。ID・パスワードの発行を希望される方は、事前に運転免許証等の本人確認書類を持参の上、税務署へお越しください。

いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォン（以下「スマホ」といいます。）で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。

給与所得、年金収入や副業等の雑所得のほか上場株式等の譲渡所得等・配当所得等があり特定口座年間取引報告書をお持ちの方などはスマホ専用画面をご利用いただくことができます。

また、スマホ専用画面ではスマホのカメラで給与の源泉徴収票を撮影いただくと、金額、支払者情報等が自動入力されるなど、簡易にe-Taxで申告することができます。

【スマホでe-Tax】

スマホからe-Taxで申告するために、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

① マイナンバーカード方式

「マイナンバーカード」と「マイナンバー読取機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

② ID・パスワード方式

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧くださいか、最寄りの税務署にお尋ねください。

大隅税務署（電話 099-482-0007）※自動音声案内

国税庁ホームページ「確定申告書等
作成コーナー」へのアクセスはこちら ⇒



確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となっています。

なお、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

おって、自宅等からe-Taxで確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、e-Taxをご利用ください。

《本人確認書類の例》

例1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例2：通知カードの写し+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧くださいか、最寄りの税務署にお尋ねください。

大隅税務署（電話 099-482-0007）※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。（令和4年1月14日（金）から3月15日（火）まで）